

府中市主催「御殿地^{ごてんち}ナイトテラス」ブース出店要項

【背景と目的】

府中市は、国史跡である「国司館^{くにしせき}と家康御殿史跡^{こくしのたち いえやすぎてんしせきひろば}広場」の夜間開放を行い、「御殿地ナイトテラス」を実施します。これは、この史跡を多くの方に知っていただくと共に、広く開放的な空間を活かして、来場者が楽しく、心地よく過ごすことができる場を創出することを目的して実施するものです。

来場者により楽しく、より心地よく過ごしていただけるよう、以下のとおりブース出店の募集を行います。多くのご応募をお待ちしています。

【出店要件】

府中市内の主に小売業、食品販売業、菓子製造業、飲食店営業、サービス業、ワークショップ等の提供が出来る事業者のうち、下記の条件を満たす事業者とします。

◆下記の条件を満たすこと

- ①事業者登録を行っていること。
- ②農産物・加工品を生産・加工されている方や工芸品・雑貨の販売、飲食店営業や食品販売、サービス業、ワークショップ等の提供を行う事業者。
- ③他店にないオリジナリティのある製品や商品の販売ができること
- ④御殿地ナイトテラスのコンセプトに沿った商品を取り扱っている、または設えを工夫していただける事業者
- ⑤飲食店営業・食品販売・物販にかかわらず、後述の「販売の際に使用する容器包装類への配慮について」にご協力いただける事業者
- ⑥開催の後日、売り上げの報告並びにアンケートへご回答いただける事業者
- ⑦ホームページやSNS等のアカウントを所有していること

※申込フォームへの入力必須項目となります。出店審査の参考にします。

※事業所のホームページ等で所在地を明示していない場合には、別途開業届等の資料をお送りいただく必要があります。

【日時・場所】

日時 令和7年7月2日(水) 18時00分～**20時30分**(販売可能時間) ※雨天中止

注1) 17時～18時の間、広場は一旦閉場します。18時以降、来場者が入場します。

注2) 今回、事前申込制のため、来場者は最大で1,000名程度です。

注3) 販売は20時30分までです。

場所 東京都府中市本町1丁目14番地 「国司館^{こくしのたち}と家康御殿史跡^{いえやすぎてんしせきひろば}広場」

※約1300年前に武蔵国府の国司館が、約400年前に徳川家康の府中御殿があった所です。

↓車で搬入される場合、出入口は北側(鎌倉街道側)です。右折入場の際は、「府中本町駅入

口」交差点を曲がってくる対向車にご注意ください。

搬入は17時30分までに終わらせていただき、17時30分までには広場から車を移動いただくよう、ご協力ください。



出店位置

【設営・撤収・営業時間】

17時00分から17時20分までの間に入場し、販売準備を開始してください。

車で搬入した場合、17時30分までに車を広場から移動させてください。

18時00分から営業開始していただき、20時30分に営業終了です。

会場は21時閉場ですが、ブース出店の皆さんの退場は来場者の退場完了後に行います。

【出店料】

無料

【販売区画、販売方法】 **※重要**

幅 約2.0m× 奥行き 約2.0m のテント内及び、テント周囲0.5mを利用可能です。

募集は5区画になります。

※後述の無料貸出備品以外の必要な資材は各出店者でご用意ください。

《無料貸し出し3点セット貸出備品》

①テント 2m 角 ※カラー指定はできません	②長机 180 × 45 × 70(cm)	③テラス椅子 40 × 40 × 80(cm)
		 座面にすき間あり

※長机にはご希望で「テーブルクロス1点」もお付けします

テーブルクロス(ブラウン) 140 × 240(cm)



【販売品目、価格】

指定はございません。品目、販売価格ともに自由にご設定いただけます。酒類販売も可能です。

【申込方法】

- ① 次の「申込みフォーム」に必要事項を入力し送信してください。

<https://forms.gle/u22qDMFu3BLM1zv3A>

提出期限:2025年6月9日(月)まで

- ② 申込に添付する書類の提出

提出期限:2025年6月11日(水)まで

メールまたはFAXにてご提出下さい。ただし、写真はメールでご提出下さい。

※期限までに書類のご提出が無いなど不備がある場合は、審査対象となりませんのでご注意ください。

◆商品紹介写真や出店イメージ写真等 2、3点(店舗紹介パンフレット、WEB・SNS告知等で使用しますので予めご了承ください。)

◆【飲食・食品販売者のみ】飲食店営業、菓子製造業、そうざい製造業、食料品等販売業等の営業許可書写し

◆【飲食・食品販売者のみ】「臨時出店届」

臨時出店届は1枚にまとめて記入し、ご提出ください。(調理行為が発生するものは、商品毎に分けてご提出下さい。)

調理行為が発生する商品は1区画につき1品までの出品となります。(食品1品+飲料1品まで)

臨時出店届へ記載するものは、出品する食品全て記載ください。

調理行為が発生するものは、その旨も商品名の末尾にカッコ書きで記載ください。

※保健所への確認が済むまでは、出品内容は確定ではございません。

◆【飲食・食品販売者のみ】「衛生管理計画表」写し

自店で既に衛生管理計画表をご作成済の事業者は、写しをご提出ください。お持ちでない事業者は、別紙の「衛生管理計画表①」「衛生管理計画表②」へ記入し、ご提出ください。

※工場でパッケージされたものを仕入れ、そのまま販売する店舗の提出は不要です。

◆【飲食・食品販売者のみ】「記録表」

こちらは開催当日、受付へご提出ください。開催日までの3日間の記録をご提出頂きます。

※工場でパッケージされたものを仕入れ、そのまま販売する店舗の提出は不要です。

〈メール、FAX送付先〉まちづくり府中

メールアドレス:info.kitekitefuchumarche@gmail.com FAX:042-370-1785

【申込締切】

令和7年6月9日(月) ※上記①②をこの日までに完了してください。

【出店可否の決定方法について】

出店要件を満たしていない場合や申込書類に不備がある場合等は出店いただけませんのでご注意ください。申込多数の場合は、抽選を行い決定させていただきます。

【出店可否のご連絡】 ※各手続きの状況により日程が遅れる場合があります。

令和7年6月11日(水)までにメールにてお知らせします。

出店可の場合、当日の出店区画についても併せてお知らせします。

【注意事項】

- ・出店位置に関してのご希望はお受けできませんのでご了承ください。
- ・備品の貸し出しはございません。

- ・排煙、臭気、振動、大音量を伴うもの、公序良俗に反するものや法令違反の商品や製品は持込めません。
- ・アレルギーへの対処(材料の把握とアレルギー表示)を徹底し、損害賠償保険等に参加するようにお願いします。
- ・販売する「商品の名称」「価格」がお客様から一目でわかるように、POP(キャッチコピーや商品の説明)などの表示を行ってください。価格表示については、法令等に基づく各種所定の表示を厳守してください。
- ・出店の際に出るゴミは店舗ごとにお持ち帰りをお願いします。また、飲食後の販売物のゴミについても、各店舗で回収・お持ち帰りをお願いします。
- ・食用油、ガソリン式発電機、可燃性ガス等を持ち込む場合は、対応した消火器を必ず備え付けてください。
- ・商品、現金の管理は、出店者の責任にて管理してください。販売した商品に対する一切の責任は、出店者に帰属するものとします。
- ・ストックヤードはありません。持ち込んだ備品等は全て区画内に収めてください。
- ・周囲に対して美観を損ねる、その他、風紀を乱す行為はおやめください。
- ・出店に必要な備品等の調達及び搬入搬出に係る費用等、全て出店者が用意し、その費用をご負担いただきます。

【出店時の衛生管理など】

- ・出店の際は、食品衛生責任者の資格を有するスタッフを常駐させてください。
- ・会場内において、保健衛生に関する指示があった場合は、必ず従ってください。
- ・万一、飲食販売行為に関して事故や苦情が発生した場合、全ての賠償責任を負っていただきます。

【当日の売上報告および出店者アンケートについて】

イベント終了後に、メールにて売上報告及びアンケートについてご案内いたします。指定の期日までに、ご回答をお願いします。

【開催中止の判断について】

雨天等により、開催中止となる場合があります。この場合、損失補填は行いません。あらかじめご了承ください。

■悪天候が前日以前から予測される場合

中止の場合のみ、開催前日の 17:30 頃までに各出店者連絡先へ連絡します。

■当日急きょ中止する場合

当日の急な悪天候・災害等による中止は、決定した時点で速やかに各出店者連絡先へ連絡します。

【守っていただく事項】

本要項及び以下の内容に違反し、係員の指示に従わない場合、退場して頂く場合がございます。この場合の営業保証は致しません。また、今後の出店をお断りさせていただく場合がございます。

- ・食品衛生に関する保健所、主催者、係員の指示を守ること。
- ・営業中に飲酒をしないこと。
- ・開催場所での喫煙をしないこと。

- ・車両の乗入可能範囲は「事務所北側及び西側(砂利部分)」及び「石畳部分(当該区域の使用が承認された場合)」のみとし、それ以外の場所への進入は厳禁とします。なお、当該施設内に進入可能な車両は、重さ2トンまでとします。
- ・会場内の車両の移動について主催者の指示に従うこと。
- ・他出店者やお客様に迷惑をかけないこと。
- ・申込と同じ販売内容であること。
- ・申込者以外に出店の権利を又貸しないこと。(必要に応じて、当日、主催者より身分を証明するものの提示を求める場合があります。)
- ・販売については、決められた区画内で行うこと。区画外での販売行為は、厳禁とします。
- ・その他、主催者や係員の指示に従うこと。

【食品販売の衛生管理など】

- ・**発電機やカセットコンロを使用する場合は**、出店申込書の該当欄に記載してください。また、使用する場合は1台につき、消火器1台を必ず備え付けてください。
- ・**調理を伴う(飲料の提供を行う)店舗は**、18ℓ以上のコック付き水タンクと、水受け用バケツを設置してください。
- ・**加工食品の販売**には、保健所の許認可届け出が必要な場合がありますので、各出店者の責任において各種法令を確認の上、必要に応じて取得してください。
- ・出店に際し、「**行事における臨時出店届**」と「**営業許可書写し**」を事務局にて取りまとめて保健所へ提出します。**飲食営業や食品を取扱う出店者は、飲食店営業・菓子製造業・そうざい製造業等の許可書**に加え、「**臨時出店届**」を申込時に提出してください。
- ※調理行為を伴わない食品販売と菓子製造業については、品目ごとに分けて、**臨時出店届1枚の臨時出店届にまとめて記載**ください。飲食店営業(調理行為)については、1品目ごとに1枚の臨時出店届の提出をお願いいたします。
- ・調理を伴う出店の際は、食品衛生責任者の資格を有するスタッフを常駐させてください。
- ・取り扱う食品の品目については、東京都福祉保健局が定めた取り扱い品目のみとし、品目の可否については、多摩府中保健所が判断いたします。お申込みの前に臨時出店者の取り扱う品目をご確認ください。
- ・調理が発生する区画において、担当者は必ず帽子(三角巾)とエプロンを着用してください。
- ・会場内において、保健衛生に関する指示があった場合は、必ず従ってください。

【その他事項】

◆販売の際に使用する容器包装類への配慮について

府中市は、2050年度に二酸化炭素実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しています。出店者の皆様におかれましては、紙素材・木製容器、バイオマスプラスチック、リサイクルプラスチック等の使用にご協力をお願いします。

◆事故・トラブル・賠償等について

- ・出店及び食品・販売行為に関連して発生した事故、苦情等に対して全ての責任を負って頂きます。
- ・施設に損傷等を与えた場合には、原状回復のための費用を負担いただきます。
- ・売買等におけるトラブル、人身事故、物損や盗難等の事故は、全て当事者間で解決することとし、府中市及びまちづくり府中は一切の責任を負いません。
- ・クレームやトラブルがあった際には、まちづくり府中に速やかに報告してください。

◆保険について

- ・来場者については、傷害保険に加入します。出店者につきましては、各自賠償責任保険にご加入ください。

◆記録写真の使用について

- ・開催当日、参加各店の写真を撮影します。撮影した写真は、市およびまちづくり府中HP、広報、SNS等で使用する場合があります。

◆個人情報の取扱いについて

- ・出店申込者様からご提供いただいた個人情報について、厳重に管理致します。取得した個人情報は、当イベントに関する連絡およびまちづくり府中が実施に関わる各種イベント等におけるブース出店募集の目的以外には使用しません。万一、当該目的以外で利用する場合には、必ず事前にお知らせし、利用可否の確認を致します。また利用目的に照らして不要となった個人情報については、速やか且つ適正に廃棄致します。

【問い合わせ先】

まちづくり府中

〒183-0022 東京都府中市宮西町2-8-3 野口ビル2階

TEL 042-370-1960(平日9:00～17:30)

FAX 042-370-1785

E-mail machidukurifuchu@gmail.com

反社会的勢力でないこと等の表明・確約に関する規約

1 私（個人・法人・団体）及び共同出店者、または販売を行うスタッフ(従業員等)は、現在又は将来にわたって、

次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) その他前各号に準ずる者及び団体

2 私（個人・法人・団体）及び共同出店者、または販売を行うスタッフ(従業員等)は、現在又は将来にわたって、

前号の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明・確約いたします。

- (1) 反社会的勢力によって、その経営を支配されている関係
- (2) 反社会的勢力がその経営に実質的に関与している関係
- (3) 反社会的勢力を役職員や顧問としたり、反社会的勢力に紛争解決の依頼や相談をしたりするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
- (5) 役職員又は経営に実質的に関与しているものが、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

3 私（個人・法人・団体）及び共同出店者、または出店を行うスタッフ(従業員等)は、自ら又は第三者を利用して

次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明・確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴会の信用を棄損し、又は貴会の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

4 私（個人・法人・団体）及び共同出店者、または出店を行うスタッフ(従業員等)は、上記各項のいずれかを満た

さないと認められることが判明した場合又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、まち

づくり府中より出店停止・拒絶を受けても異議を申しません。これにより損害が生じた場合でも、一切私の責

任といたします。また、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、まちづくり府中が専門機関（府

中警察署）に照会することについて同意します。

以上